

第147回組合会 会議次第

日 時 令和6年2月13日（火） 午後4時

場 所 東京都電機健保会館 5階会議室

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 事業状況
- (2) 令和5年度収入支出決算見込
- (3) 健康保険料等滞納状況
- (4) マイナンバーカードと保険証の一体化及び保険証廃止に係る対応
- (5) 第15回保健事業推進委員会結果（答申）
- (6) 事業主健診の共同実施に係る対応
- (7) 第21回保険料率等検討委員会結果（答申）
- (8) 理事長専決事項

3. 議 案

- 第1号 令和6年度新規保健事業（案）
- 第2号 組合規程の新設及び一部改正（案）
- 第3号 削除事業所による組合規約の一部改正（案）
- 第4号 滞納事業所における健康保険料等の不納欠損処分（案）
- 第5号 介護保険料率の引き下げ及び組合規約の一部改正（案）
- 第6号 令和6年度事業計画（案）
- 第7号 令和6年度予算（案）

4. そ の 他

5. 閉 会

目 次

報告事項

(1)	事業状況	1
(2)	令和5年度収入支出決算見込	9
(3)	健康保険料等滞納状況	13
(4)	マイナンバーカードと保険証の一体化及び保険証廃止に係る対応	14
(5)	第15回保健事業推進委員会結果（答申）	18
(6)	事業主健診の共同実施に係る対応	19
(7)	第21回保険料率等検討委員会結果（答申）	20
(8)	理事長専決事項	21

議 案

第1号	令和6年度新規保健事業（案）	27
第2号	組合規程の新設及び一部改正（案）	30
第3号	削除事業所による組合規約の一部改正（案）	39
第4号	滞納事業所における健康保険料等の不納欠損処分（案）	40
第5号	介護保険料率の引き下げ及び組合規約の一部改正（案）	41
第6号	令和6年度事業計画（案）	42
第7号	令和6年度予算（案）	43
その他	49

適用状況

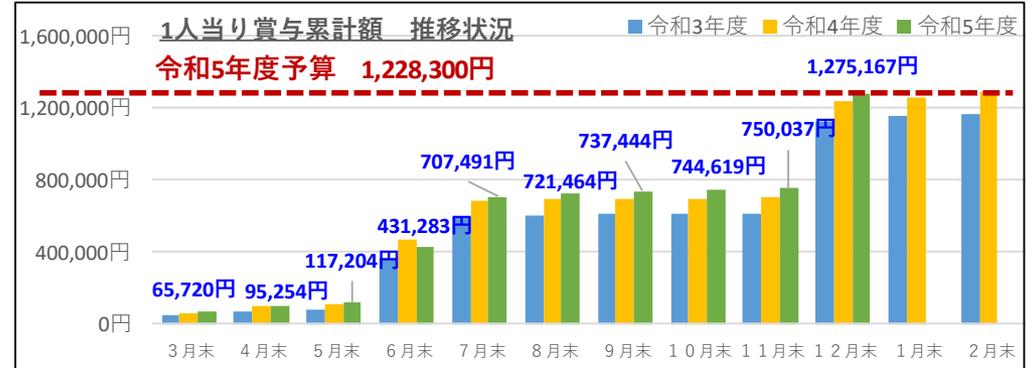
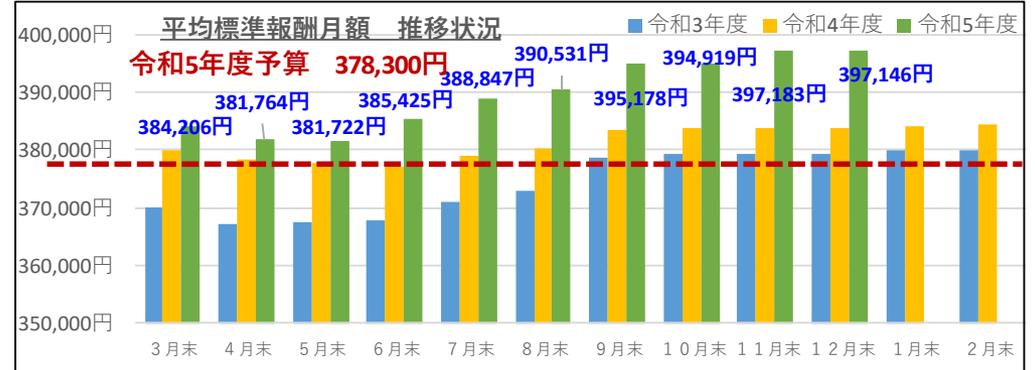
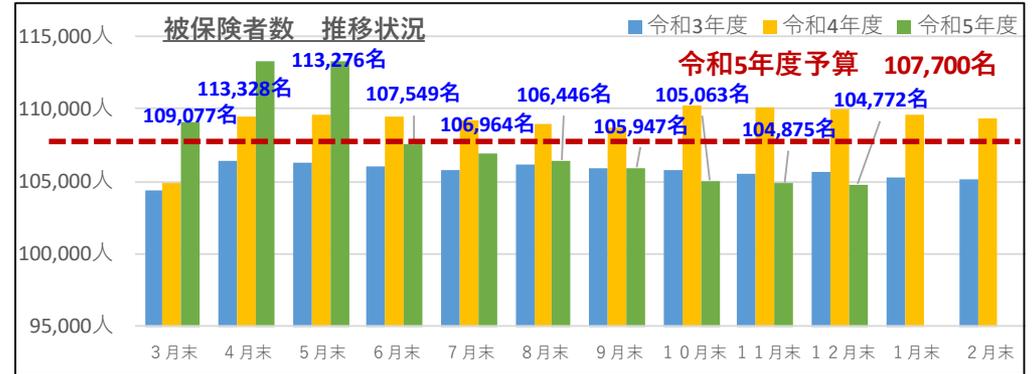
報告事項 (1) - ①

※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

※各グラフ内の数値は当年度を表記

【主要基礎項目推移状況】

	令和5年度 12月末現在	令和4年度 12月末現在
事業所数	800 社	808 社
被保険者数 (免除者除く)	104,772 名	110,028 名
被保険者 平均年齢	43.78 歳	43.13 歳
平均標準 報酬月額	397,146 円	383,700 円
標準賞与額 総額	137,373,714 千円	135,154,089 千円
被保険者1人 当りの 標準賞与額	1,275,167 円	1,239,161 円
被扶養者数	77,672 名	81,539 名
被保険者1人 当りの 被扶養者数	0.733 名	0.735 名
前期 高齢者数	4,623 名	4,573 名
前期高齢者 加入率	2.518 %	2.375 %

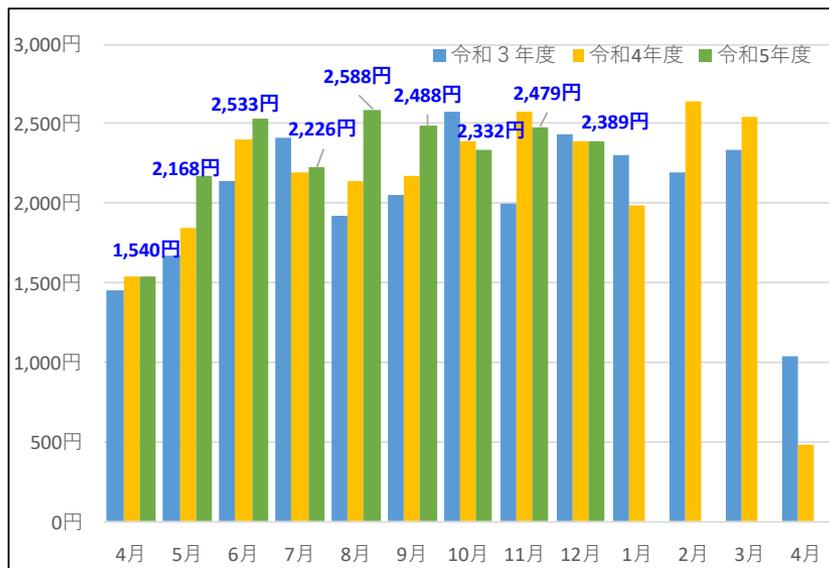


現金給付費の推移状況

□令和5年度支払状況

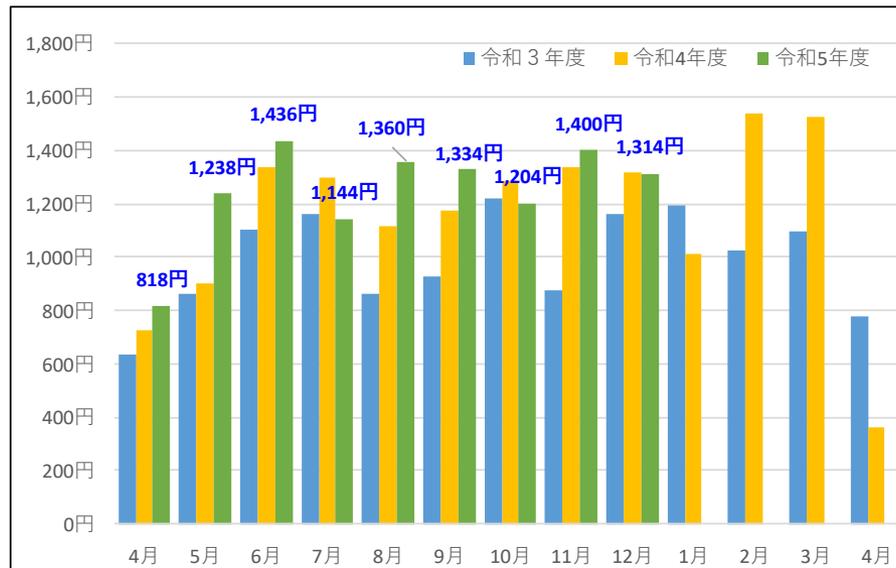
	令和5年度 4月～12月分		令和4年度 4月～12月分		前年度比		令和4年度合計		令和3年度合計		令和4-3年度比	
	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り
合計	2,244,974,511円	20,743円	2,168,740,426円	19,640円	103.5%	105.6%	3,014,838,953円	27,288円	2,831,152,298円	26,534円	106.5%	102.8%
(再掲) 傷病手当金												
	1,217,569,472円	11,248円	1,159,095,316円	10,498円	105.0%	107.1%	1,650,587,236円	14,938円	1,378,229,827円	12,908円	119.8%	115.7%
(再掲) 傷病手当金のうちコロナ感染症												
	19,472,033円	179円	35,541,398円	322円	54.8%	55.6%	47,664,326円	433円	17,121,570円	161円	278.4%	268.9%

□現金給付費 被保険者1人当り月別推移状況



※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

□傷病手当金 被保険者1人当り月別推移状況



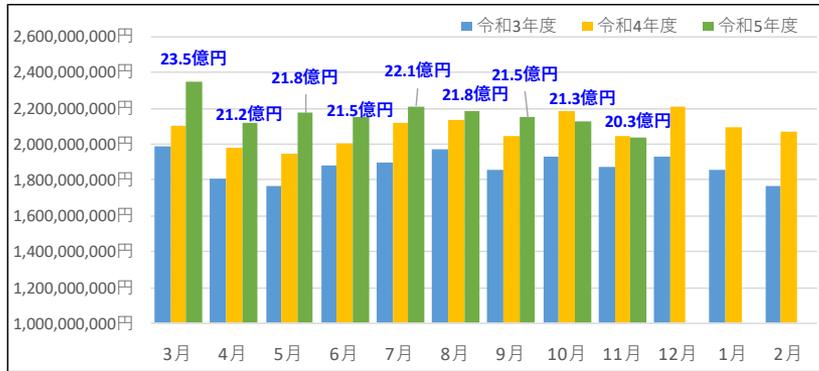
※各グラフ内の数値は当年度のみ表記

診療費の推移状況

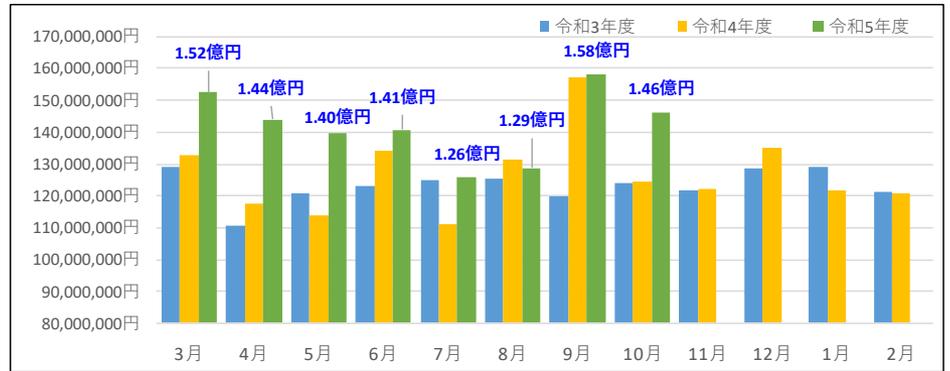
□令和5年度支払状況

	令和5年度 3月～11月請求分		令和4年度 3月～11月請求分		令和5-4年度比		令和4年度		令和3年度		令和4-3年度比	
	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り
合計	(1,136,335,259円)	(252,180円)	(1,022,375,788円)	(232,414円)	(111.1%)	(108.5%)	(1,522,340,092円)	(341,893円)	(1,479,079,019円)	(347,165円)	(102.9%)	(98.5%)
	19,498,467,906円	178,957円	18,553,616,994円	168,957円	105.1%	105.9%	24,930,573,429円	226,570円	22,532,150,033円	211,515円	110.6%	107.1%
(再掲) コロナ感染症	※上段()内は前期高齢者診療費(3月～10月請求分)											
	256,631,848円	2,354円	588,632,270円	5,359円	43.6%	43.9%	800,632,040円	7,275円	481,078,206円	4,516円	166.4%	161.1%

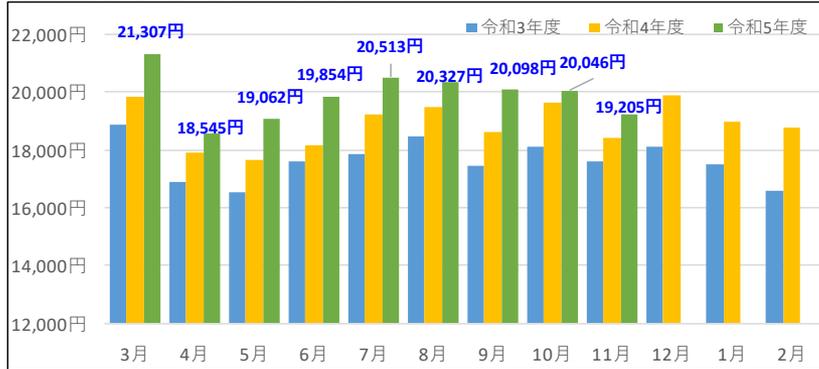
□診療費推移状況



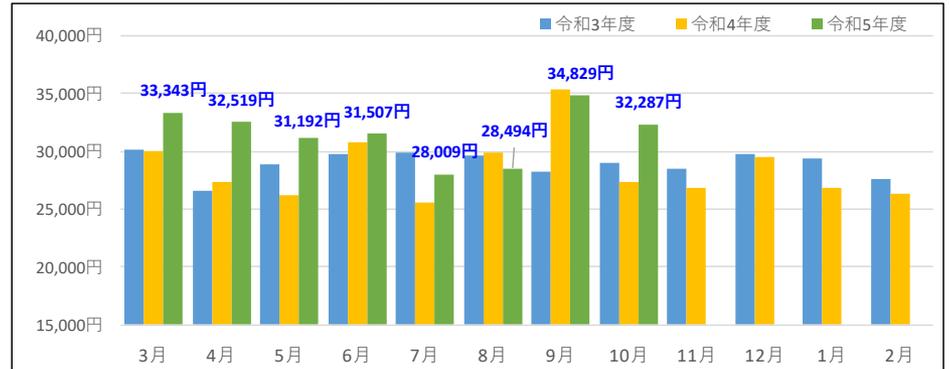
□前期高齢者診療費推移状況



□被保険者1人当り診療費推移状況



□前期高齢者1人当り診療費推移状況



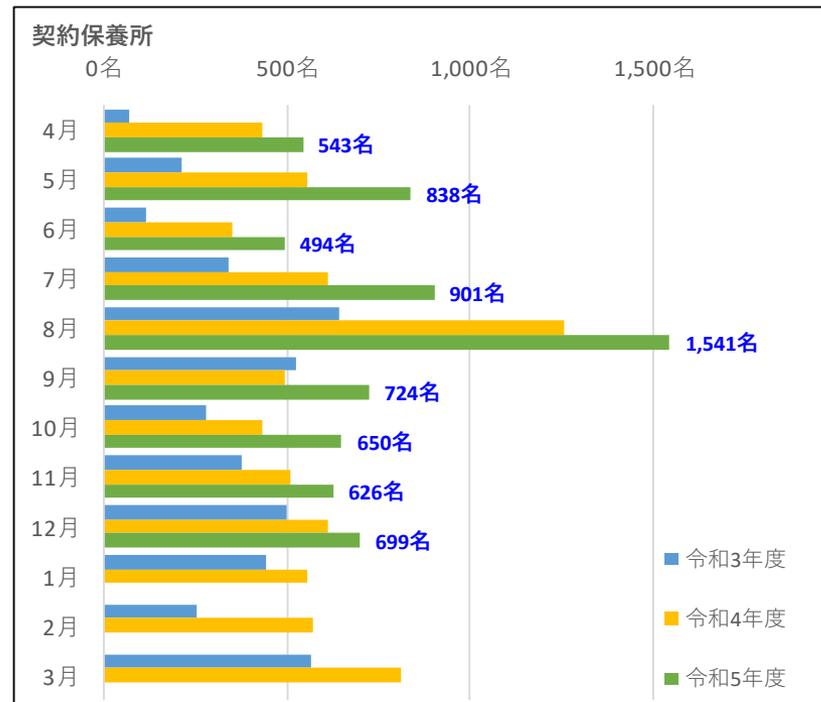
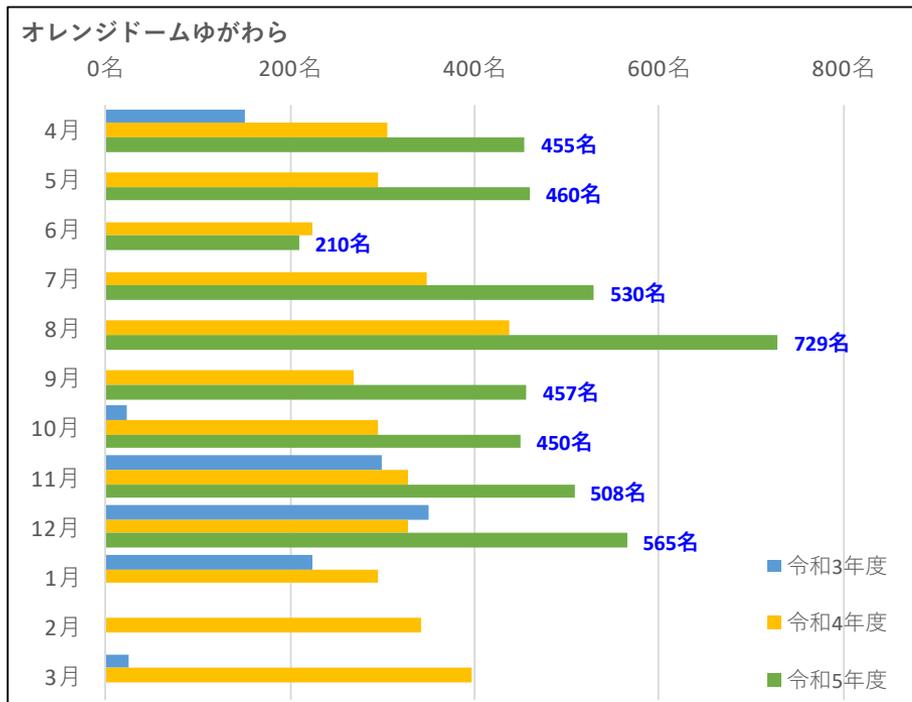
※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

※各グラフ内の数値は当年度のみ表記

保養施設・体育奨励施設利用実施状況

□令和5年度実施状況		令和5年度 4月～12月	令和4年度 4月～12月	前年度比	令和4年度 決算	令和3年度 決算	令和4-3年度比
直営	オレンジドームゆがわら	4,364名	2,832名	154.1%	3,868名	1,074名	360.1%
	小計	4,364名	2,832名	154.1%	3,868名	1,074名	360.1%
その他	借上保養所	554名	606名	91.4%	742名	557名	133.2%
	他健保保有保養所	58	59	98.3	68	128	53.1
	契約保養所	7,016	5,249	133.7	7,190	4,325	166.2
	小計	7,628名	5,914名	129.0%	8,000名	5,010名	159.7%
合計		11,992名	8,746名	137.1%	11,868名	6,084名	195.1%
大宮	野球場	981.0面	913.0面	107.4%	913.0面	459.5面	198.7%
	テニスコート	1,386.0	1,621.0	85.5	1,969.0	588.0	334.9
	合計	2,367.0面	2,534.0面	93.4%	2,882.0面	1,047.5面	275.1%
スポーツ施設		23,893名	19,555名	122.2%	26,771名	20,669名	129.5%

(スポーツ施設：へるすびあ、ルネサンス、コナミ、NAS、JOYFIT、メガロス)



健診実施状況

□令和5年度実施状況		令和5年度 4月～12月	令和4年度 4月～12月	前年度比	令和4年度	令和3年度	令和4-3年度比
被 保 険 者	定 期 健 康 診 断	17,689 名	17,186 名	102.9 %	27,341 名	26,080 名	104.8 %
	生 活 習 慣 病 健 診	25,681	23,702	108.3	37,845	36,402	104.0
	人 間 ド ッ ク	16,552	16,435	100.7	31,139	28,374	109.7
	婦 人 健 診 関 係	2,338	2,347	99.6	3,858	4,146	93.1
	小計	62,260 名	59,670 名	104.3 %	100,183 名	95,002 名	105.5 %
被 扶 養 者	人 間 ド ッ ク	1,486 名	1,443 名	103.0 %	3,066 名	2,645 名	115.9 %
	婦 人 健 診 関 係	2,563	2,941	87.1	5,933	6,133	96.7
	家 族 健 診	141	94	150.0	217	180	120.6
	小計	4,190 名	4,478 名	93.6 %	9,216 名	8,958 名	102.9 %
合計		66,450 名	64,148 名	103.6 %	109,399 名	103,960 名	105.2 %
歯 科 健 診	通 院 型	130 名	152 名	85.5 %	170 名	174 名	97.7 %
	訪 問 型 集 団	8社 223名	4社 72名	309.7 %	4社 72名	1社 60名	120.0 %
	訪 問 型 口 腔 衛 生 セ ミ ナ ー	0 社	0 社	0.0 %	0 社	0 社	0.0 %

健康推進事業実施状況

【令和5年12月末日現在】

□ 特定健康診査等実施結果

	令和4年度（実績）	令和3年度（実績）	令和2年度（実績）	令和元年度（実績）	平成30年度（実績）
特定健康診査	78.5%	76.1%	74.0%	76.2%	75.6%
特定保健指導	14.5%	9.7%	9.4%	11.6%	10.0%

□ 健康企業宣言実施事業所

≪5年度≫宣言事業所数	≪総数≫宣言事業所数	銀の証 認定数	金の証 認定数
17社	87社	43社	0社

□ 健康経営優良法人認定制度実施事業所

≪総数≫認定数（中小企業部門）	≪総数≫認定数（大企業部門）
15社	11社

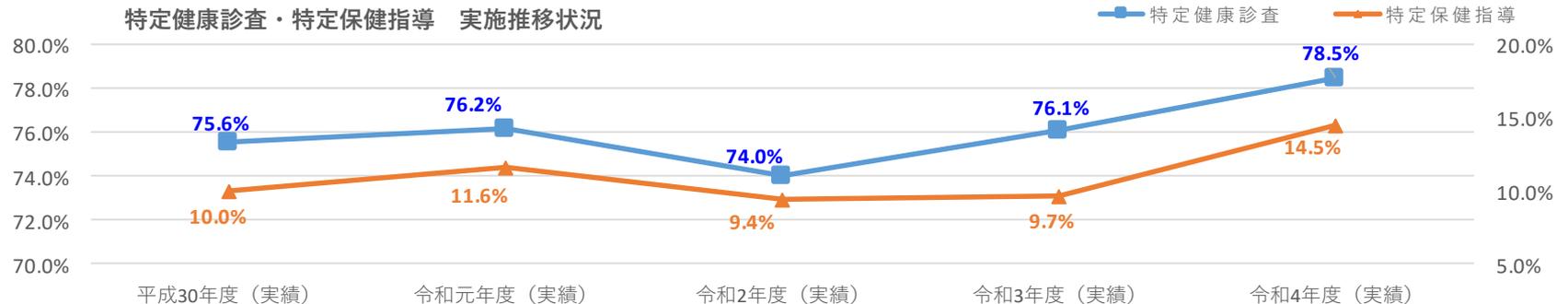
□ 令和5年度訪問（オンライン）事業実施状況

	令和5年4～12月		令和4年4～12月		前年比	
担当者面談訪問	19社	59名	0社	0名	- %	- %
特定保健指導	117社	345名	88社	278名	133.0 %	124.1 %
小計	136社	404名	88社	278名	154.5 %	145.3 %
事業所訪問健康教室	0社	0名	0社	0名	- %	- %
健保主催健康教室	93社	384名	139社	330名	66.9 %	116.4 %
禁煙チャレンジ健康教室	0社	0名	1社	3名	- %	- %
小計	93社	384名	140社	333名	66.4 %	115.3 %
合計	229社	788名	228社	611名	100.4 %	129.0 %

□ 令和4年度訪問（オンライン）事業実施結果

令和4年度		令和3年度		前年比	
7社	20名	0社	0名	- %	- %
119社	389名	164社	436名	72.6 %	89.2 %
126社	409名	164社	436名	76.8 %	93.8 %
0社	0名	3社	57名	0.0 %	0.0 %
139社	331名	18社	58名	772.2 %	570.7 %
1社	3名	1社	12名	100.0 %	25.0 %
140社	334名	22社	127名	636.4 %	263.0 %
266社	743名	186社	563名	143.0 %	132.0 %

特定健康診査・特定保健指導 実施推移状況



※グラフは令和4年度から過去5ヵ年の推移状況

令和5年度 収入支出状況

報告事項 (1) - ⑦

令和5年12月末日現在

一 般 勘 定					
収		入	支		出
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1. 健康保険収入	39,390,473,828	円 予算に対し 67.6% 収入	1. 事務所費	467,926,319	予算に対し 62.1% 支出
一般保険料	39,369,017,278	5年3月分～11月分 予算に対し 67.6% 収入	2. 組合会費	1,193,530	予算に対し 37.0% 支出
国庫負担金収入	21,456,550		3. 保険給付費	19,708,495,337	予算に対し 65.2% 支出
2. 調整保険料収入	548,013,342	5年3月分～11月分 予算に対し 67.5% 収入	療養給付費	17,463,520,826	5年3月分～10月分 診療費 予算に対し 65.3% 支出
3. 繰越金	1,845,796,000		現金給付費	2,244,974,511	5年4月分～12月分 現金給付費 予算に対し 64.1% 支出
4. 繰入金	0		4. 納付金	16,990,883,338	予算に対し 67.7% 支出
5. 国庫補助金収入	0		5. 保健事業費	1,452,905,845	予算に対し 42.7% 支出
6. 特定健康診査等事業収入	0		6. 還付金	4,654,369	予算に対し 68.6% 支出
7. 財政調整事業交付金	337,061,900	予算に対し 89.4% 支出	7. 営繕費	19,805,448	予算に対し 33.6% 支出
8. 雑収入	139,063,894	予算に対し 168.9% 収入	8. 財政調整事業拠出金	432,313,982	予算に対し 53.3% 支出
利子収入	280,081	予算に対し 54.0% 収入	9. 連合会費	21,830,728	予算に対し 95.0% 支出
施設利用料	22,966,000	予算に対し 67.4% 収入	10. 積立金	0	
返納金	6,146,595	過年度における保険給付金 過誤払いに関する返納金	11. 雑支出	826,800	予算に対し 27.7% 支出
不用財産等売払代	83,700,000				
その他	25,971,218	第三者行為による求償収入金 等その他の雑収入			
合 計	42,260,408,964 円	予算に対し 68.8% 収入	合 計	39,100,835,696 円	予算に対し 63.7% 支出
令和5年12月末日 収支残高			3,159,573,268 円		

介護勘定

令和5年12月末日現在

収 入			支 出		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1. 介護保険収入	5,250,266,837 円	5年3月分～11月分 介護保険料 予算に対し 70.2% 収入	1. 介護納付金	5,207,723,443 円	予算に対し 66.7% 支出
2. 繰越金	537,926,000	予算に対し 100.0% 収入	2. 還付金	615,585	予算に対し 60.4% 支出
3. 雑収入	11,821	予算に対し 28.1% 収入			
利子収入	8,781	予算に対し 24.4% 収入			
雑収入	3,040	予算に対し 50.7% 収入			
合 計	5,788,204,658 円	予算に対し 72.2% 収入	合 計	5,208,339,028 円	予算に対し 65.0% 支出
令和5年12月末日 収支残高			579,865,630 円		

令和5年度収入支出決算見込

報告事項(2)

一 般 勘 定				令和5年12月末現在			
収 入				支 出			
科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足	科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足
1. 健康保険収入	60,360,195	58,229,267	2,130,928	1. 事務所費	670,162	753,388	△ 83,226
2. 調整保険料収入	839,166	811,563	27,603	2. 組合会費	1,744	3,230	△ 1,486
3. 繰越金	1,845,796	1,845,796	0	3. 保険給付費	29,999,988	30,229,590	△ 229,602
4. 繰入金	56,390	56,390	0	4. 納付金	25,486,219	25,107,438	378,781
5. 国庫補助金収入	9,306	13,174	△ 3,868	5. 保健事業費	3,170,244	3,399,586	△ 229,342
6. 特定健康診査等 事業収入	0	3	△ 3	6. 還付金	6,403	6,785	△ 382
7. 財政調整事業交付金	337,062	377,000	△ 39,938	7. 営繕費	46,988	58,995	△ 12,007
8. 雑収入	154,988	82,348	72,640	8. 財政調整事業拠出金	839,322	811,563	27,759
				9. 連合会費	21,831	22,986	△ 1,155
				10. 積立金	19,000	19,000	0
				11. 雑支出	1,282	2,980	△ 1,698
				12. 予備費	0	1,000,000	△ 1,000,000
収入合計	63,602,903	61,415,541	2,187,362	支出合計	60,263,183	61,415,541	△ 1,152,358
經常収入合計	60,486,844	58,371,242	2,115,602	經常支出合計	59,376,785	59,544,889	△ 168,104

	決算見込額	予 算 額	過 不 足
収入支出差引額	3,339,720	0	3,339,720
經常収入支出差引額	1,110,059	△ 1,173,647	2,283,706

令和5年度末 財産保有見込状況（一般勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	0
別 途 積 立 金	0
繰 越 金	3,335,720
財政調整事業繰越金	4,000
合 計	3,339,720

その他の財産保有見込状況

単位：千円

種 別	金 額
土 地	678,075
建 物	637,510
備 品 等	25,532
合 計	1,341,117

準備金・別途積立金の保有見込状況

単位：千円

	令和4年度末残高	令和5年度中の減少額	令和5年度中の増加額	令和5年度末予定残高
準 備 金	29,314,231	0	0	29,314,231
別 途 積 立 金	0	0	0	0
合 計	29,314,231	0	0	29,314,231

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令和4年度末	令和5年度末
準 備 金 保 有 率	463.12	445.13

令和5年度末 財産保有見込状況（介護勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	546,311
繰 越 金	269,760
合 計	816,071

準備金の保有見込状況

単位：千円

	令 和 4 年 度 末 残 高	令 和 5 年 度 中 の 減 少 額	令 和 5 年 度 中 の 増 加 額	令 和 5 年 度 末 予 定 残 高
準 備 金	2,009,125	0	546,311	2,555,436

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令 和 4 年 度 末	令 和 5 年 度 末
準 備 金 保 有 率 (介 護 勘 定 再 掲)	365.08	432.21

健康保険料等滞納状況

報告事項 (3)

令和6年1月31日現在

単位：円

	記号	事業所名	滞納金額				合計	備考
			一般保険料	調整保険料	介護保険料	延滞金		
現 存 事 業 所	-	-					0	滞納事業所なし
	小計	事業所数 0	0	0	0	0	0	前年度同時期 1件 ¥3,255,830-
全 喪 事 業 所	1324	(株)サンライフ興業	1,600,672	25,896	30,400	0	1,656,968	
			元本H30.3残～H30.7 H30. 8.27 認定全喪 ※差押解除の翌日から2年間の時効成立を待ち不納欠損予定 (R6.2.1予定)					
	小計	事業所数 1	1,600,672	25,896	30,400	0	1,656,968	前年度同時期 1件 ¥1,656,968-
総計		事業所数 1	1,600,672	25,896	30,400	0	1,656,968	前年度同時期 2件 ¥4,912,798-

※「全喪事業所」＝事業の廃止、解散、合併等により当健保組合から脱退した事業所☒

マイナンバー等にかかるこれまでの取り組みと現状

マイナンバー等に係るこれまでの取り組みでは、他人との紐付け誤り疑い等に対する再点検（令和5年6月）や、マイナンバーの未提出に対する提出督促の対応（令和5年11月）、これらに必要となる資格取得届等へのマイナンバーの記載義務（令和5年6月1日）や住民票住所の必須記載（令和5年12月8日）など各省令改正の対応を実施してきました。

また現在は、住民基本台帳（J-LIS）との全件チェックを実施し、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の一部が一致せず、目視確認できない者に関しては、事業所様に「登録データの確認（依頼）」通知を送付し、正確なマイナンバー等登録情報の確保に向けて取り組んでいます。

マイナンバーカードと保険証の一体化・保険証廃止にかかる今後の動向

健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化、いわゆる医療DXを推進するため、保健情報や医療情報の利活用を横断的に検討するなど、制度の構築に向けた取り組みが進められています。

この医療DXの枠組みとして、マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証廃止が実施され、各医療機関等における健康保険の資格確認は、マイナンバーカードによってオンラインで行われるものとなります。

この**保険証の廃止日が令和6年12月2日（月）**とすることが公布されました。

（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部を改正をする法律）

健康保険組合では、この**保険証廃止**を受けて、更なるマイナンバー等正確な登録情報の確保等が求められることから、

- ①全加入者への「資格情報のお知らせ」および「加入者情報の確認（マイナンバーの下4桁）」通知の実施（令和6年春以降）と、
- ②マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの保険証利用登録（参考1）、マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用率（参考2）向上に向けた積極的な広報活動など

マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証の廃止に向けて、取り組んでいきます。

<参考1>マイナ保険証の登録状況

	R5/7 時点	R5/10 時点	R6/1 時点
健保組合 の平均	52.6%	58.8%	59.0%
電機健保	53.5%	58.0%	60.8%

<参考2>マイナ保険証の利用率

（制度別）	マイナ保険証利用率
全国健康保険協会	4.23%
健康保険組合	4.14%
市町村国保	5.76%
国民健康保険組合	4.80%
共済組合	4.54%
後期高齢者医療広域連合	2.89%
計	4.16%

制度の概要

今回の制度改正では、保険証が令和6年12月2日（月）に廃止された以降は、新たに健康保険組合に加入する被保険者、被扶養者に対しては保険証は交付しません。

また、医療機関等窓口における健康保険等の資格確認では、マイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」と称す。）が利用され、保険証は利用できなくなります。（現在の保険証利用には経過措置が設けられており、廃止後1年間は有効となります。）

なお、保険証廃止後は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本としつつ、オンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、「**資格確認書**」により**健康保険の資格確認**が行われ、原則、本人の申請に基づき交付することとしますが、当分の間、マイナ保険証を保有していない者等については、本人の申請によらず、保険者（健康保険組合）が職権にて交付します。

さらに、保険証廃止後については、加入者をご自身の被保険者記号、番号、枝番を簡易に把握できるよう、**全加入者に「資格情報のお知らせ」を通知**します。

この「資格情報のお知らせ」については、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断のお申込み、保養施設等の利用申請など、各種申請の際に必要な被保険者資格（被保険者記号、番号、枝番等）を確認するものとなります。

なお、オンライン資格確認を導入していない医療機関等では、このお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することにより、健康保険の資格確認が行われます。

保険証廃止に伴う具体的対応

令和6年12月2日（月）に健康保険法施行規則等の一部が改正され、マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証が廃止となります。この改正に伴う具体的な対応を以下にご報告します。

「保険証」の取り扱い

保険証の交付	令和6年12月2日（月）以降は、保険証交付は行わない
保険証の有効期間	保険証廃止後の有効期間は1年間
保険証の回収	原則、回収は行わない （ただし、保険証の有効期間は1年間となり、この1年間に資格の異動が発生し、途中で喪失等が発生した者は、不正利用等防止の観点から、保険証の回収は行う）

「資格確認書」の取り扱い

保険証廃止後は、マイナンバーカードを紛失した場合や更新中の方、介護が必要な高齢者や乳幼児などの子供、マイナンバーカードにより、医療機関等でオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対しては、「資格確認書」を交付し被保険者資格を確認することとされます。

資格確認書の様式	携帯しやすいサイズ等を考慮し、現在の保険証と同等のサイズ（カード型） 材質はプラスチックに拘らず、耐久性などを考慮した材質を選択
資格確認書の申請・交付	原則、本人の申請に基づき速やかに交付 （ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず交付）
資格確認書の有効期間	一律の有効期間とはせず、「短期」「1年間」「3年後の一定の期日」など、 必要に応じて設定することを検討中
資格確認書の記載事項	氏名、性別、生年月日、被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名称、資格取得年月日、交付年月日、有効期限（住所は裏面に自署可能な欄を設ける） ※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の情報記載については、「任意記載事項」として保険者の判断で追加することも可能とされたが、今後のマイナ保険証の取得、利用促進など総合的に判断し、現行の申請および交付手続きによる方式で検討中

「資格情報のお知らせ」の取り扱い

この「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、ご自身の被保険者資格情報を簡易に把握できるよう、新規に加入する全ての加入者に通知します。

また、令和6年春以降、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただけるよう、このお知らせとともに、健保組合が把握している加入者情報（マイナンバー下4桁）を併記し、登録情報の最終確認を実施します。

資格情報のお知らせの主な使用用途	①健保組合への保険給付の申請、健康診断のお申込み、保養施設の予約など、各種申請をする際に使用 ②オンライン資格確認を導入していない医療機関等において、この「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示することにより、健康保険の資格確認の実施
資格情報のお知らせの様式	用紙（A4版）
資格情報のお知らせの交付	加入者全員へ交付

資格情報のお知らせの
記載事項

氏名、被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名称、資格取得年月日、交付年月日
※スマートフォンを所有している場合、マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認
※当組合が開設している「マイヘルスウェブ」上で、被保険者資格情報を確認できる方向で検討中

<その他注意事項等>

1. 保険証廃止後、マイナ保険証保有者には、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は原則、交付しません。
2. 「資格確認書」については、原則、保険証が使用可能な経過措置期間（1年間）は交付しません。
（マイナ保険証を保有しない者で、保険証の紛失等があった際は「資格確認書」を発行します。）

検討中の課題や、「資格確認書」の有効期間、全加入者への「資格情報のお知らせ」通知など、詳細な取り扱いについては、決定次第、都度ご案内するとともに、令和6年7月に開催予定の組合会でも、経過状況等をご報告いたします。

また、現在のマイナ保険証の登録状況および利用率（14ページの参考2の表）を踏まえ、厚生労働省では、令和6年度より総合評価指標に、マイナ保険証の利用率50%以上のインセンティブを設けるなど、マイナ保険証の利用率向上に向けたあらゆる対応を実施し、これらの対応策によって、マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証廃止に向けた積極的な対応が推し進められます。

当組合においても、現在のマイナ保険証の利用率4%程度を、目標期日（最終期日：令和6年11月）までに50%以上に引き上げる取り組みが求められており、改めて、令和6年12月の保険証廃止に向けて、加入する全被保険者、被扶養者に対して、マイナ保険証の利用登録、医療機関における、マイナ保険証の利用率向上に向けて取り組んでいきます。

ご理解、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

去る令和5年9月27日、当組合直営保養所 オレンジドームゆがわらにて「第15回 保健事業推進委員会」を開催し、事務局より下記事項を提案し協議のうえ答申をいただき、11月13日の理事会にて承認を得ましたのでご報告いたします。

◎令和6年度新規事業 (案)

新規事業

※詳細については別添資料3「第15回 保健事業推進委員会開催結果 (答申)」をご参照ください。

提案事項	提案概要
(1) 「第4期特定健康診査等実施計画」 「第3期データヘルス計画」	
① 歯科健診事業の対象者の拡充	2022年6月に閣議決定された「骨太の方針2022」より「国民皆歯科健診」の導入が検討されていることから、組合で実施している無料歯科健診の対象者を、現在の「被保険者のみ」から「被保険者+被扶養者」に拡充して実施いたしたい。
② 子宮頸がん検査 (単独検査) の導入	近年罹患者が急増し、国により20歳以上の女性に対し2年に1度の検査が推奨されている「子宮頸がん検査」について、現在当組合の健診コースでカバーできていない20歳以上35歳未満の女性加入員のうち、年度末年齢が偶数年齢の方を対象として、子宮頸がん検査 (単独検査) を実施いたしたい。
③ 若年層医療機関受診勧奨通知	現在、健診結果に基づく「要精密検査・治療」相当者への受診勧奨については、35歳以上を対象に実施しているが、令和6年度からの「事業主健診の共同実施」に伴うコラボヘルス事業の第一弾として、事業主に対して対象者リストを提供し、受診状況をフィードバックするとともに、より若い30歳からを対象として実施いたしたい。
(2) 感染症対策 【新型コロナウイルスワクチン接種補助の新設】	新型コロナウイルス予防接種について、全額公費負担であった「臨時接種」から、令和6年度からは自己負担の生ずる「定期接種・任意接種」に移行することに伴い、加入員の感染・重症化予防、医療費適正化を目的として、組合によるワクチン接種費用への一部補助を実施いたしたい。
(3) 保養施設の充実	当組合の保養施設については、国内契約保養所の充実を図っているが、コロナ禍において利用できない状況が続いたため令和2年度末をもって解約をした海外保養施設 (イリカイコンドミニウム) についても、令和6年度から保養所の充実策の一つとして選択肢に加え再度実施することといたしたい。なお、利用が一部の方に偏ることのないよう、年1回の利用制限を設けて実施いたしたい。

答申内容

新規事業の全5点について、提案どおりの内容を了とする。
 (1) -①, (1) -②については、受診のメリット等をアピールする等、広報の仕方を工夫して実施すること。(1) -③については対象年齢を25歳からとすることも検討されたい。(2)については、事業の実施は年度ごとに検討していくこと。(3)について年1回の利用制限を設けることについては、利用が一定の方に偏ることなく、広く多くの方に利用していただくため必要な措置と考える。

○「法定健診受託契約書」返送状況

令和5年8月30日付で『令和6年度からの「事業主健診の共同実施」について』のご案内を全社宛に送付いたしました。ご案内に同封しました「法定健診受託契約書」の返送状況（契約締結状況）についてご報告いたします。

令和6年2月1日現在の状況

契約締結済 760社／782社 (97.2%)

残22社の状況	社内稟議中等		脱退予定
		6	16

脱退予定の事業所を除く6社については、社内稟議中の理由を組合でも把握し、提出までの進捗管理を行っております。年度内にはすべての事業所と契約書の締結が完了するよう努めてまいります。

○「電機健保 電子配信システム」の導入について

令和5年12月21日付で『「事業主健診の共同実施」開始に伴う電子配信システムの導入について（システムへのログインのお願い）』のご案内を全社宛に送付いたしました。電子配信システム導入に伴う今後のスケジュールについては次のとおりとなります。

令和6年2月～3月	・ 郵送との並行稼働
4月	・ 本格稼働（郵送による全事業所宛通知文書の郵送を廃止） ・ 「事業主健診の共同実施」開始 ※なお、令和6年4月受診分の事業主健診結果（CSVデータ）の提供及び事業主負担額の請求は、6月の配信となります。
今後	他の事業への順次拡大を推進

事業主健診の共同実施に伴う、事業主健診結果の提供及び事業主負担額の請求書については、電子配信システムより配信いたします。また4月以降、当組合からの全事業所宛通知文書は「電機健保 電子配信システム」を利用して行いますので、必ずログインのうえ利用準備をお願いいたします。

ログイン状況（令和6年2月1日現在） 693社／766社 (90.5%)

第21回保険料率等検討委員会結果 (答申)

去る令和5年12月15日、当健保会館5階会議室にて「保険料率等検討委員会（委員長 高橋 誠 理事）」を開催し、事務局より下記事項を説明、提案し協議を行いました。

一般勘定

※詳細については別添資料4「保険料率設定に係る保険料率等検討委員会の検討結果」をご参照ください。

1. 健保組合を取り巻く情勢等	急速な高齢化、及び生産年齢人口の急減が見込まれる状況下での、高齢者拠出金及び保険給付費の増高等に伴う健保組合への財政影響の見通しについて報告。
2. 電機健保の財政面における現状と課題	予算策定時に見込んでいたコロナ禍等の影響による報酬総額の落ち込みがなく、堅調な伸びを示したことなど、令和5年度決算見込みを報告。
3. 令和5年度決算見込み	
4. 高齢者拠出金の推移状況と見通し	
5. 保険給付費の推移状況	団塊世代の後期高齢者移行及び制度改正に伴う高齢者拠出金の急増見通し、コロナ禍前の水準を上回り推移している医療費の状況、並びに大規模事業所脱退に伴う組合財政への影響（試算）を報告の上、令和6年度予算（試算）を説明。併せて、当組合及び協会けんぽにおける今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測について説明。
6. 大規模事業所脱退による財政影響（試算）	
7. 令和6年度予算（試算）	
8. 今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測	
9. 令和6年度の一般保険料率設定に係る事務局案	

介護勘定

1. 介護保険制度を取り巻く情勢等	要介護認定者数及び介護サービス利用者数の著しい増加により、支え手側の保険料負担が過重となっている状況を報告。併せて、介護給付費及び介護納付金が右肩上がりに増加している情勢、並びに介護概算納付金及び精算額の推移等について報告。
2. 決算見込等に係る基礎数値の見込	一般勘定と同様、収入の基盤となる平均標準報酬月額及び平均標準賞与額が堅調な伸びを示したことなど、令和5年度決算見込みを報告。
3. 令和5年度決算見込み	
4. 令和6年度予算（試算）	
5. 令和7年度精算額のシミュレーション	料率を維持した場合、並びに引き下げた場合の令和6年度末準備金残高及び保有率の状況について説明。併せて、令和7年度精算額（令和5年度分）のシミュレーション、並びに直近での均衡保険料率を説明の上、令和6年度予算（試算）を説明。
6. 令和6年度の介護保険料率設定に係る事務局案	上記情勢や現況等を踏まえた令和6年度介護保険料率の事務局案を提案。

上記報告、提案を受け検討した結果、下記事務局案が承認され決定されました。なお、適切な時期及びタイミングでの保険料率の引き上げを検討していくことが、付帯決議として決定されました。

答申内容	一般勘定 保険料率設定	令和6（2024）年度は <u>95%に据え置き</u>
	介護勘定 保険料率設定	令和6（2024）年度は 18.5%から <u>18%に引き下げ</u>

組合規程の新設

報告事項(8) - ①
(理事長専決事項)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（電子帳簿保存法）の一部改正に伴い、組合規程「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を新設する。

該 当 条 文	内 容	新設年月日
◎ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 新設		
全 条	電子取引の範囲、データの保存、並びに訂正及び削除の原則禁止等について規定する。	令和6年1月1日

新	旧
<p><u>電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、東京都電機健康保険組合（以下「組合」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。</u></p> <p><u>(適用範囲)</u></p> <p><u>第2条 この規程は、組合の全ての役員及び職員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。</u></p> <p><u>(管理責任者)</u></p> <p><u>第3条 この規程の管理責任者は、専務理事とする。</u></p> <p><u>第2章 電子取引データの取扱い</u></p> <p><u>(電子取引の範囲)</u></p> <p><u>第4条 組合における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 電子メールを利用した請求書等の授受</u> <u>二 取引先から特定されたインターネットサイトからダウンロードした請求書</u> <u>三 クラウドサービスを利用した請求書等の授受</u> <u>四 その他、法第2条第5号に定義された電子取引</u> 	

新	旧
<p><u>(取引データの保存)</u></p> <p>第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。</p> <p><u>(対象となるデータ)</u></p> <p>第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 見積依頼情報 二 見積回答情報 三 確定注文情報 四 注文請け情報 五 納品情報 六 支払情報 <p><u>(運用体制)</u></p> <p>第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理責任者 事務局長 二 処理責任者 会計課長 <p><u>(訂正削除の原則禁止)</u></p> <p>第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。</p> <p><u>(訂正削除を行う場合)</u></p> <p>第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請日 二 取引伝票番号 	

新	旧
<p> <u>三 取引件名</u> <u>四 取引先名</u> <u>五 訂正・削除日付</u> <u>六 訂正・削除内容</u> <u>七 訂正・削除理由</u> <u>八 処理担当者名</u> </p> <p> <u>2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。</u> </p> <p> <u>3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。</u> </p> <p> <u>4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。</u> </p> <p> <u>5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。</u> </p> <p> <u>附 則</u> </p> <p> <u>この規程は、令和6年1月1日から施行する。</u> </p>	

事業所名称変更等による組合同約の一部改正

報告事項 (8) - ②
(理事長専決事項)

【 名 称 変 更 】

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
K a u U P 株 式 会 社	株 式 会 社 イ マ コ ー ル	令 和 4 年 6 月 1 日
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社	クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社	令 和 5 年 6 月 1 日
ラオックス・グローバルリテリング株式会社	ラオックス・トレーディング株式会社	令 和 5 年 7 月 1 日
イノテックスビジネスソリューションズ株式会社	株 式 会 社 カ イ ン ド ビ ジ ネ ス	令 和 5 年 10 月 1 日
事 業 所 数	4社	

【 削 除 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	削 除 年 月 日
株 式 会 社 ト ラ イ タ ー ム	栃木県宇都宮市平出工業団地 2 1 - 5	菅 正 彦	10	新会社設立のため 事業譲渡	令和5年6月21日
株 式 会 社 テ ィ ー エ ス シ ー	東京都品川区西五反田 5 - 5 - 7	葉 田 順 治	0	会社合併	令和5年9月21日
株 式 会 社 テ ス コ ム リ ン ク	東京都品川区西五反田 5 - 5 - 7	吉 田 学 介	0	会社合併	令和5年9月21日
ビークルエナジージャパン株式会社	茨城県ひたちなか市稲田 1 4 1 0	池 内 弘	509	親会社加入の健保へ 編入のため脱退	令和5年10月1日
F C N T 株 式 会 社	神奈川県大和市中央林間 7 - 1 0 - 1	田 中 典 尚	185	事業譲渡	令和5年10月1日
REINOWAホールディングス株式会社	神奈川県大和市中央林間 7 - 1 0 - 1	高 田 克 美	2	会社解散	令和5年10月1日
事 業 所 数	6社	被 保 険 者 数	706名		

【 加 入 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	加 入 年 月 日
株式会社トライタームメディカルテック	栃木県宇都宮市平出工業団地 2 1 - 5	菅 正 彦	10	新規適用	令和5年6月21日
ラオックス・トレーディング株式会社	東京都港区虎ノ門 4 - 3 - 1	杜 鵬	7	新規適用	令和5年8月1日
株式会社ライト電業総本社	岡山県岡山市南区芳泉 2 - 2 - 3 2	岡 本 典 久	14	新規適用	令和5年10月16日
加賀エアロシステム株式会社	和歌山県西牟婁郡白浜町 2 9 2 6	杉 本 正 司	27	加入促進	令和6年1月1日
事 業 所 数	4社	被 保 険 者 数	58名		

【 所在地変更 】

変 更 後	変 更 前	名 称	変 更 年 月 日
東京都新宿区四谷1-8-8	鹿児島県鹿児島市上之園町15-10	K a u U P 株 式 会 社	令 和 4 年 6 月 20 日
東京都港区西新橋1-15-5	東京都港区西新橋1-17-4	株 式 会 社 ク ロ ス チ ェ ッ ク	令 和 5 年 4 月 17 日
東京都渋谷区神南1-5-6	東京都渋谷区神南1-10-6	株式会社アマダナススポーツエンタテインメント	令 和 5 年 5 月 20 日
東京都文京区本郷3-13-2	東京都千代田区外神田4-12-6	富 士 電 業 株 式 会 社	令 和 5 年 5 月 24 日
東京都港区赤坂4-5-21	東京都墨田区石原3-2-3	株式会社玉光堂ホールディングス	令 和 5 年 6 月 21 日
京都府向日市森本町東ノ口1-1	京都府長岡京市神足寺田1	ニデックドライブテクノロジー株式会社	令 和 5 年 6 月 22 日
東京都港区虎ノ門4-3-1	東京都港区芝公園2-11-1	ラオックスホールディングス株式会社	令 和 5 年 6 月 26 日
東京都千代田区神田須田町1-25	東京都北区滝野川7-5-11	株 式 会 社 ヨ コ オ	令 和 5 年 6 月 28 日
神奈川県大和市中央林間7-10-1	東京都港区芝4-13-3	REINOWAホールディングス株式会社	令 和 5 年 6 月 30 日
東京都港区虎ノ門4-3-1	東京都港区芝公園2-11-1	ラオックス・グローバルリテーリング株式会社	令 和 5 年 7 月 1 日
東京都国分寺市戸倉1-2-2	東京都国分寺市東恋ヶ窪2-35-28	株 式 会 社 リ ン ク	令 和 5 年 7 月 14 日
東京都新宿区西新宿7-5-6	東京都台東区上野5-14-12	未 来 B 計 画 株 式 会 社	令 和 5 年 7 月 28 日
東京都港区芝1-11-11	東京都港区芝1-7-17	株 式 会 社 ホ タ ル ク ス	令 和 5 年 8 月 7 日
東京都世田谷区駒沢1-16-7	東京都町田市南町田5-3-65	天昇電気工業株式会社	令 和 5 年 8 月 17 日
福井県敦賀市舞崎町2-5-24	福井県敦賀市市野々町1-350	谷 口 電 気 株 式 会 社	令 和 5 年 9 月 1 日
東京都文京区湯島3-9-11	東京都文京区湯島2-1-10	エヌティエス株式会社	令 和 5 年 9 月 26 日
東京都練馬区春日町4-37-10	東京都北区豊島1-5-1	東 京 エ レ ク 総 業 株 式 会 社	令 和 5 年 10 月 2 日
東京都中央区日本橋堀留町1-6-5	東京都港区東新橋1-3-1	日本プイ・テイ・アール株式会社	令 和 5 年 10 月 16 日
東京都港区三田3-5-19	東京都港区三田3-5-27	エ レ マ テ ッ ク 株 式 会 社	令 和 5 年 10 月 30 日
事 業	所 数	19社	

去る令和5年9月27日に開催しました「第15回 保健事業推進委員会」にて事務局より提案し、協議のうえ答申をいただいた事項について、11月13日の理事会にて承認を得ましたので、下記のとおりご提案いたします。

①歯科健診事業の対象者の拡充

当組合では2019年4月より(株)歯科健診センターと契約し、被保険者を対象に「無料歯科健診」を実施しております。

2022年6月に閣議決定された「骨太の方針2022」より、全国民に歯科健診を受ける機会を提供する「国民皆歯科健診」の導入に向けた検討が開始され、2023年の骨太の方針にも国民皆歯科健診に向けた取組の推進が盛り込まれております。

当組合においても国の動きに先駆け、全ての加入員に対し通院型の無料歯科健診の受診機会を提供することで、様々な全身疾患の要因となる歯周病の予防・治療に繋げていくことを目的として、無料歯科健診の対象者を被扶養者にも拡大して実施いたしたい。

健診事業委託内容	対象者	受診者負担額	受診申込方法
通院型 ①一般歯科健診 ②歯科矯正相談 ③審美歯科相談 ④インプラント治療相談	【現在】 被保険者のみ ↓ 【拡充案】 被保険者+被扶養者	無料	(株)歯科健診センターのホームページより 受診予約 [全国の1,725の歯科医院と提携] (※令和5年12月末現在)

②子宮頸がん検査（単独検査）の導入

子宮頸がんについては、近年20代から30代の女性に罹患者が急増しており、国により20歳以上に対し2年に1度の検査が推奨されております。

当組合においても女性特有の健康課題への取組みとして、現在組合の健診で婦人科検査の含まれていない20歳以上35歳未満の女性被保険者及び被扶養者のうち、年度末時の年齢が偶数年齢の方を対象として、子宮頸がん検査（単独検査）を実施いたしたい。

実施方法	単独検査の可能な健診機関と委託契約を締結のうえ実施する。
対象者	女性被保険者 及び 女性被扶養者
	[年齢] 20歳以上35歳未満 （年度末において <u>偶数年齢の方</u> ）
受診者負担額	1,000円（税込）

③若年層医療機関受診勧奨通知

現在、健診結果に基づく「要精密検査・治療」相当者への受診勧奨については、35歳以上を対象に実施していますが、令和6年度より実施する「事業主健診の共同実施」において、全世代の被保険者の健診結果について事業主との共同利用が可能となることから、コラボヘルス事業の第一弾として、事業主に対して対象者リストを提供し、医療機関受診状況をフィードバックするとともに、これまで対象外であった若年層のうち、25歳～34歳も対象とすることで、重症化の予防・医療費適正化を目的とした若年層医療機関受診勧奨通知を実施いたしたい。

実施方法	<ul style="list-style-type: none">・対象者に対して医療機関受診勧奨通知を送付する。・併せて事業主宛に対象者の一覧を提供する。・受診勧奨後、レセプトより確認した医療機関受診状況を事業主へフィードバックを行う。
対象者	25歳～34歳の被保険者（現在の「35歳以上」に加えて実施）

④新型コロナウイルス予防接種補助

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和6年度より、全額公費負担であった「臨時接種」から自己負担のある「定期接種・任意接種」へ移行いたしますが、新たな変異株の出現や感染者の増加傾向も再びみられており、ワクチン接種による加入員の感染・重症化予防、医療費適正化を目的として、組合による接種費用への一部補助を実施いたしたい。

対象者	補助回数	補助額	実施方法
被保険者 及び 被扶養者	年度内 1回	1,000円	インフルエンザ予防接種補助金と同様、事業所取りまとめによる補助金申請の方法により実施する（マイヘルスウェブからの補助金申請の方法による。）

⑤保養施設の充実

当組合の直営保養所について、施設老朽化に伴う今後の維持費用等の高騰を見据え、令和元年度末に「洛北荘」令和3年度末に「強羅グリーンハイツ」を閉鎖した一方、広く皆が利用しやすい保養施設として国内契約保養所の充実を図ってまいりました。引き続き国内契約保養施設の充実を図っていくことと併せ、通常より安価で利用できる海外保養施設（イリカイコンドミニアム）についても、多くの加入員に国内旅行とは一線を画す「非日常のリフレッシュ」を提供することを目的として、実施いたしたい。

実施方法	インケアハワイ（株）との施設借上げ契約				
施設名	イリカイコンドミニアム	利用コース	Aコース	金曜日出発～火曜日帰着	【3泊5日】
部屋数	2室		Bコース	月曜日出発～土曜日帰着	【4泊6日】
部屋タイプ	1LDK（約50㎡） 1室あたり定員：3名 ※添寝可能な御子様の場合、 大人2名子供2名での利用 も可能です。		Cコース	月曜日出発～火曜日帰着 あるいは 金曜日出発～土曜日帰着	【7泊9日】
		利用者負担	被保険者・被扶養者：5,000円/1泊 その他の方（同行者）：7,000円/1泊		
その他	ファミリー層にも利用していただける格安の利用料金となっているため、利用が一定の方に偏ることなく多くの人に利用していただけるよう、年1回の利用制限を設けることとする。				

組合規程の新設及び一部改正（案）

令和6年4月から「子宮頸がん検査」「新型コロナウイルス予防接種補助金」を新規事業として実施すること、及び歯科健診の対象者を被扶養者に拡充することに伴い、所定の規程の一部を改正する。また、イリカイコンドミニアムの借上げ契約に伴い、利用規程を新設する。

該 当 条 文	内 容	改正・新設年月日
◎ 健康診査等実施規程 改正		
第4条	・「子宮頸がん検査」の新設に伴う修正	令和6年4月1日
別表（1）	・「子宮頸がん検査」の新設に伴う修正 ・「歯科健診」の対象者拡充に伴う修正	
別表（2）	・「子宮頸がん検査」の新設に伴う修正	
◎ 健康増進事業にかかる補助金支給規程 改正		
別表	・「新型コロナウイルス予防接種補助金」の新設に伴う修正	令和6年4月1日
◎ 東京都電機健康保険組合保養所イリカイ利用規程 新設		
全条	・ハワイ保養施設（イリカイコンドミニウム）の利用方法について規定する。	令和6年4月1日

新	旧
<p>健康診査等実施規程</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助金の支給)</p> <p>第4条 組合は、第1条の目的を達成させるため、会計年度において1加入者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健診を限度に（脳ドック、肺がん健診及び子宮頸がん検査は別途単体として1回）、補助金を支給することができる。 2 組合は、加入者が契約医療機関における受診後、契約金額と受診者負担額の差額を補助することができる。 3 組合は、加入者が契約医療機関以外における受診後、受診者が負担した額の一部を補助することができる。 4 補助金は予算の範囲内において支給する。 <p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>健康診査等実施規程</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助金の支給)</p> <p>第4条 組合は、第1条の目的を達成させるため、会計年度において1加入者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健診を限度に（脳ドック・肺がん健診は別途単体として1回）、補助金を支給することができる。 2 組合は、加入者が契約医療機関における受診後、契約金額と受診者負担額の差額を補助することができる。 3 組合は、加入者が契約医療機関以外における受診後、受診者が負担した額の一部を補助することができる。 4 補助金は予算の範囲内において支給する。 <p>第5条～第11条 (略)</p>

新

別表(1)
健診関係一覧表

健診種別	対象者 ※任意継続被保険者(被扶養者)を含む ※年齢は当該年度末時年齢	受診者負担額 【契約機関】	補助額(上限額) 【契約機関外】
基本健診	34歳以下の被保険者	無料	9,000円
	任意継続被保険者	1,000円	健診費用から1,000円を控除した額に対し、8,000円の範囲
生活習慣病健診	35歳以上の被保険者	無料	18,000円
	任意継続被保険者	4,000円	健診費用から4,000円を控除した額に対し、14,000円の範囲
人間ドック	35歳以上の被保険者及び被扶養者	12,000円	健診費用から12,000円を控除した額に対し、30,000円の範囲 ※100円未満切捨て
脳ドック・肺がん健診	40歳以上の被保険者	契約料金の7割 ※100円未満切捨て	
子宮頸がん検査	20歳以上35歳未満の女性被保険者及び女性被扶養者(年度末年齢が偶数年齢の方)	1,000円	
婦人健診	35歳以上の女性被保険者	2,000円	健診費用から2,000円を控除した額に対し、22,000円の範囲 ※100円未満切捨て
	35歳以上の女性被扶養者及び35歳以上の女性任意継続被保険者(被扶養者)	5,000円	健診費用から5,000円を控除した額に対し、19,000円の範囲 ※100円未満切捨て
巡回婦人健診(東振協)	35歳以上の女性被扶養者	無料	
巡回レディース健診(全健協)		無料	
家族健診	40歳以上75歳未満の被扶養者	無料	5,000円の範囲内 ※100円未満切捨て
歯科健診	被保険者及び被扶養者	無料	

※一部負担金には消費税を含む

旧

別表(1)
健診関係一覧表

健診種別	対象者 ※任意継続被保険者(被扶養者)を含む ※年齢は当該年度末時年齢	受診者負担額 【契約機関】	補助額(上限額) 【契約機関外】
基本健診	34歳以下の被保険者	無料	9,000円
	任意継続被保険者	1,000円	健診費用から1,000円を控除した額に対し、8,000円の範囲
生活習慣病健診	35歳以上の被保険者	無料	18,000円
	任意継続被保険者	4,000円	健診費用から4,000円を控除した額に対し、14,000円の範囲
人間ドック	35歳以上の被保険者及び被扶養者	12,000円	健診費用から12,000円を控除した額に対し、30,000円の範囲 ※100円未満切捨て
脳ドック・肺がん健診	40歳以上の被保険者	契約料金の7割 ※100円未満切捨て	
婦人健診	35歳以上の女性被保険者	2,000円	健診費用から2,000円を控除した額に対し、22,000円の範囲 ※100円未満切捨て
	35歳以上の女性被扶養者及び35歳以上の女性任意継続被保険者(被扶養者)	5,000円	健診費用から5,000円を控除した額に対し、19,000円の範囲 ※100円未満切捨て
巡回婦人健診(東振協)	35歳以上の女性被扶養者	無料	
巡回レディース健診(全健協)		無料	
家族健診	40歳以上75歳未満の被扶養者	無料	5,000円の範囲内 ※100円未満切捨て
歯科健診	被保険者	無料	

※一部負担金には消費税を含む

新

別表(2)

健診にかかる補助金申請関係一覧表

種別	請求者	必要書類	特記事項
基本健診	被保険者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
生活習慣病健診	※事業主が取りまとめ請求可	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	
人間ドック	被保険者 被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
脳ドック・肺がん健診			
子宮頸がん検査			
婦人健診	被保険者 被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
巡回婦人健診(東振協)			
巡回レディース健診(全健協)			
家族健診	被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする

旧

別表(2)

健診にかかる補助金申請関係一覧表

種別	請求者	必要書類	特記事項
基本健診	被保険者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
生活習慣病健診	※事業主が取りまとめ請求可	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	
人間ドック	被保険者 被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
脳ドック・肺がん健診			
婦人健診	被保険者 被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする
巡回婦人健診(東振協)			
巡回レディース健診(全健協)			
家族健診	被扶養者	・補助金交付申請書 ・健診結果(写し) ・領収書(写し可)	・申請は電子申請も可とする

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新				旧			
健康増進事業にかかる補助金支給規程				健康増進事業にかかる補助金支給規程			
第1条～第5条 (略)				第1条～第5条 (略)			
別表 健康増進事業にかかる補助金の種類及び補助金額				別表 健康増進事業にかかる補助金の種類及び補助金額			
補助金の種類	対象	補助金額 (限度額)	請求(利用)方法	補助金の種類	対象	補助金額 (限度額)	請求(利用)方法
禁煙外来補助金	被保険者 被扶養者	5,000円	交付申請書に領収書・診療及び調剤明細書を添付し請求(年度1回限り)(電子申請も可とする)	禁煙外来補助金	被保険者 被扶養者	5,000円	交付申請書に領収書・診療及び調剤明細書を添付し請求(年度1回限り)(電子申請も可とする)
インフルエンザ予防接種補助金	被保険者 被扶養者	1,000円	交付申請書に領収書を添付し請求(年度1回限り)(電子申請も可とする)	インフルエンザ予防接種補助金	被保険者 被扶養者	1,000円	交付申請書に領収書を添付し請求(年度1回限り)(電子申請も可とする)
<u>新型コロナウイルス予防接種補助金</u>	<u>被保険者 被扶養者</u>	<u>1,000円</u>	<u>交付申請書に領収書を添付し 請求(年度1回限り)(電子申請の方法に限る)</u>	プール利用補助金	被保険者 被扶養者	契約料金の45%(但し利用者負担額100円未満は四捨五入し調整)	施設利用時に「プール施設割引券」にて利用
プール利用補助金	被保険者 被扶養者	契約料金の45%(但し利用者負担額100円未満は四捨五入し調整)	施設利用時に「プール施設割引券」にて利用				
附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(別表)							

新

旧

東京都電機健康保険組合保養所イリカイ利用規程

(目的)

第1条 東京都電機健康保険組合（以下「組合」という）は、被保険者並びに被扶養者の健康保持増進をはかるため、保養所を下記の場所に設置する。

場所 アメリカ合衆国 ハワイ州ホノルル市アラモアナブルーバード177

7

2 保養所の利用は、この利用規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 この保養所は、東京都電機健康保険組合保養所イリカイ（以下「保養所」という）と称する。

(利用者の範囲)

第3条 この保養所を利用することができる者は、次のとおりとする。

被保険者及び被扶養者

なお、上記以外の者は被保険者又は被扶養者が同行する場合に限り利用することができる。

2 前項に規定する者の利用に支障がない場合において、組合が適当と認めるときは、その他の者に利用させることができる。

(利用回数の制限)

第4条 本規程に基づく保養所の利用は、年度内1回までとする。

(利用手続等)

第5条 保養所を利用しようとする者は、施設管理会社（インケアハワイ株式会社）に対し、申込ページからWEB経由または申込書をFAXもしくは郵送のいずれかの方法で申し込むものとする。

2 利用申し込みの受付は、利用日の属する月の3ヶ月前の1日から7日までと

新

旧

し、この間に定数を超える申し込みがあったときは、抽選を行い利用者を決定する。

なお、抽選後の空室の利用申込の受付は、利用日の属する月の3ヶ月前の15日からとし、申し込み先着順とする。

(利用日数)

第6条 保養所の利用日数は、原則として次のとおりとする。

A. 金曜日出発 火曜日帰着 3泊5日コース

B. 月曜日出発 土曜日帰着 4泊6日コース

C. 月曜日出発 火曜日帰着

若しくは

金曜日出発 土曜日帰着

7泊9日コース

(利用料)

第7条 保養所の利用料は、別表に定めるとおりとする。

(利用料支払)

第8条 利用者は、別表に定める利用料を施設管理会社（インケアハワイ株式会社）へ納入し、利用通知書の交付を受けるものとする。

(利用の取消・変更)

第9条 保養所を利用しようとする者が、その利用を取消しまたは、利用内容を変更しようとするときは、利用開始日の前日より起算して31日前までに施設管理会社（インケアハワイ株式会社）に申し出なければならない。

2 前項に規定する日以降に利用の取消し、または内容の変更を行う場合は、次の金額を違約補償料として利用者が負担するものとする。ただし、天災地変、交通途絶等利用困難と認められるときは、免除することができる。

(1) 利用開始日の前日から起算して30日前から15日前まで

利用料金の50%（泊数分）

(2) 利用開始日の前日から起算して14日前から利用開始日まで

利用料金の全額（泊数分）

新	旧
<p><u>(利用の秩序等)</u></p> <p><u>第 10 条 保養所の利用に際し、次の各号の 1 に該当する場合は利用を拒絶し又は利用を取り消し、若しくは退所を求めることがある。</u></p> <p><u>(1) 伝染病又は他人に不快感を起こさせる疾病のある者。</u></p> <p><u>(2) 利用申込書に虚偽の記載をしたり、不正に利用しようとしたとき。</u></p> <p><u>(3) 保養所内の秩序、風紀を乱し、喧嘩等他人の迷惑となる行為をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 保養所設置の本旨に反する行為があったとき。</u></p> <p><u>(5) 故なく管理者等の指示に従わないとき。</u></p> <p><u>(弁償)</u></p> <p><u>第 11 条 利用者が故意又は重大な過失により保養所の設備、備品什器を毀損、滅失若しくは甚だしく汚損したときは、当該利用者はその損害を弁償しなければならない。</u></p> <p><u>(責任範囲)</u></p> <p><u>第 12 条 天災地変、又はこれに準ずる災害若しくは、利用者の責に帰する盗難、負傷、疾病、その他の事故については、組合はその責任を負わない。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第 13 条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	

新

旧

別表

<u>区 分</u>	<u>利 用 料</u>
<u>被保険者及び被扶養者</u>	<u>1泊 5,000円</u>
<u>被保険者及び被扶養者 以外の者（員外）</u>	<u>1泊 7,000円</u>
<u>小学生未満</u>	<u>無料</u>
<u>※上記利用料以外に、州税・ホテル税を要する。</u>	

【 削 除 事 業 所 】

事業所名称	所在地	代表者	人数	事由	削除年月日
ニデック株式会社	京都府京都市南区久世殿城町338	小部 博志	2,575	ニデックインスツルメンツ 健保へ編入のため脱退	令和6年4月1日
ニデックドライブテクノロジー株式会社	京都府向日市森本町東ノ口1-1	島野 光次	606	〃	〃
ニデックグローバルサービス株式会社	京都府京都市南区久世殿城町338	郡司 義美	47	〃	〃
ニデックアドバンステクノロジー株式会社	京都府向日市森本町東ノ口1-1	山崎 秀和	354	〃	〃
ニデックアドバンスドモータ長野株式会社	長野県安曇野市穂高北穂高341-1	大倉 博	59	〃	〃
ニデックアドバンスドモータ株式会社	群馬県桐生市相生町3-93	毛利 雅之	330	〃	〃
ニデックテクノモータ株式会社	福井県小浜市遠敷36号1-1	廣部 俊彦	689	〃	〃
ニデックアドバンスプローブ株式会社	京都府向日市森本町東ノ口1-1	北野 一彦	11	〃	〃
ニデックマシナリー株式会社	鳥取県鳥取市千代水1-32-2	塩 澤 致	54	〃	〃
ニデックパワートレインシステムズ株式会社	神奈川県座間市相武台2-24-1	金子 晃	525	〃	〃
ニデックエレシス株式会社	神奈川県川崎市幸区新川崎2-8	古橋 崇	430	〃	〃
ニデックモビリティ株式会社	愛知県小牧市大草年上坂6368	和田 克弘	622	〃	〃
事業所数	12社	被保険者数	6,302名		

滞納事業所における健康保険料等の不納欠損処分（案）

当組合では、健康保険料等徴収の重要性や負担の公平性を確保するため「滞納整理事務取扱要領」に基づき、健康保険料等納付を履行しない事業所への対応を、着実に進めてきているところでございます。

下記事業所は、再生可能エネルギー電力発電設備等を販売していましたが、長引く景気の低迷やコスト高からの売り上げの伸び悩み等で行き詰まり、平成30年3月分～平成30年7月分までの健康保険料等が滞納状態となり、その後、所管の年金事務所により当該事業所の実態が調査され、平成30年8月27日に認定全喪の処理がされました。

当組合では、唯一可能な継続収入の債権を差押執行し毎月取立てを行っておりましたが、売掛金等債権の財産が皆無となり、取立てが不可能となったことから、国税徴収法第153条第1項に基づく滞納処分の執行停止及び差押解除を行い、本年2月1日をもって健康保険法第193条第1項の徴収権の時効によりこの債権が消滅いたしました。

よって、当該事業所の健康保険料等債権（収納未済額）は、歳入徴収官事務規程第27条第1項に基づき不納欠損処分といたしたい。

1. 対象事業所

事業所記号	事業所名称	所在地	全喪年月日
1324	株式会社サンライフ興業	北海道札幌市白石区本郷通七丁目北 4-7パレス日成27-101	平成30年8月27日

2. 収納未済額・不納欠損額

（単位：円）

収納未済月	収納未済額					不納欠損額
	一般保険料	調整保険料	介護保険料	延滞金	合計	
平成30年3月～平成30年7月	1,600,672	25,896	30,400	0	1,656,968	1,656,968

1. 介護保険料率の引き下げ

厚生労働省から告示された諸係数（見込値）により算出された令和6年度介護納付金を賄うための保険料率については、令和5年度末の準備金保有額及び保有率（見込）、直近での実質的な均衡保険料率、並びに令和7年度に納付金追徴精算が想定されること等を総合的に勘案した結果「18%」と試算されましたので、以下のとおり介護保険料率を改正いたしたい。

介護保険料率		
	現行	改正
被保険者	9.25/1,000	9/1,000
事業主	9.25/1,000	9/1,000
合計	18.5/1,000	18/1,000

2. 組合規約の一部改正

上記、介護保険料率の改正に伴い、以下の新旧条文対照表のとおり組合規約を一部改正いたしたい。

新	旧
<p>組合規約</p> <p>第1条～第44条（略）</p> <p>（介護保険料額の負担割合）</p> <p>第44条の2 介護保険料額の<u>18分の9</u>は事業主、<u>18分の9</u>は被保険者において負担する。</p> <p>第45条～第63条（略）</p> <p>附 則 この規約は、令和6年3月1日から施行する。ただし、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については令和6年4月1日から適用する。（第44条の2）</p>	<p>組合規約</p> <p>第1条～第44条（略）</p> <p>（介護保険料額の負担割合）</p> <p>第44条の2 介護保険料額の18.5分の9.25は事業主、18.5分の9.25は被保険者において負担する。</p> <p>第45条～第63条（略）</p>

健保組合財政を取り巻く状況は、2025年問題を翌年に控え、加速度的に進行する高齢化のもと増加し続ける高齢者納付金に加え、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増嵩により、引き続き大変厳しい状況下にあります。

このような中、令和6年度事業計画においては、円滑な事業運営並びに健全な財政運営に資するため、適用、保険給付及び保健事業といった基幹業務を効率的に推進し、保険者機能を効果的に発揮できる事業運営方針・事業計画を策定いたします。

主な重点施策

総務部	1. 円滑な事業・財政運営	1) 「協会けんぽ」を意識した中長期的な財政運営 2) 保険証廃止・マイナンバーカードとの一体化 3) 第4期特定健康診査等実施計画・第3期データヘルス計画の推進 4) ICT化推進・事業継続体制整備からの事業サービスの提供	5) 保険者機能を維持した上でのコスト削減を意識した事業の見直しの検討 6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 7) 広報活動の充実
	2. 理事会・組合会・各種委員会	1) 理事会を年4回開催	2) 組合会を年2回開催 3) 各種委員会の開催
	3. 情報セキュリティ対策・個人情報保護・コンプライアンスの確保	1) 個人情報保護の徹底・強固な情報セキュリティシステムの構築 2) 個人情報漏えいに対する取り扱いの遵守・適切な運用	3) 個人情報保護委員会・研修会の開催 4) 不祥事の防止・コンプライアンス確保のための適正な事務処理体制の確立
業務部	1. 適用・徴収関係	1) 標準報酬の適正化 2) 電子申請・電子決裁による効率的で正確性の高い事務処理の推進 3) 賞与支払届未提出の防止 4) 被扶養者資格の適正化 5) 優良な事業所の加入促進強化 6) マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証の廃止に係る円滑な制度対応	7) 算定基礎届に関する事務処理計画の策定 8) 健康保険料の徴収対策 9) 被保険者証の未回収の対応 10) 短時間労働者の適用拡大（50人超の事業所）に伴う周知・広報の強化 11) 被保険者及び被扶養者の適切な住所管理 12) お客様サービスの向上
	2. 給付関係	1) 現金給付の適正化の推進 2) 医療費の適正化の推進 3) 無資格受診等の返納金回収の強化 4) 医療費明細のお知らせ・ジェネリック医薬品使用促進・リフィル処方箋の使用促進 5) あんま・マッサージ・鍼・灸療養費の適正化の推進	6) 柔道整復師療養費の適正化の推進 7) 限度額適用認定証の適正利用 8) 「第三者行為による傷病届」の求償の強化 9) 公金受取口座の円滑な実施 10) お客様サービスの向上
保健事業部	1. 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	1) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の着実な実施・評価 2) 特定健診・特定保健指導・がん検診・歯科健診等、疾病予防	3) 事業主とのコラボヘルス・健康企業宣言・健康スコアリングレポート 4) 広報活動の強化 5) 健康推進の取組み
	2. 体育奨励・保養施設事業	1) 体育奨励関係	2) 保養所関係

				収	入	
一 介 合	般 護	勘 勘	定	62,615,092	千円	
			定	7,730,926	千円	
			計	70,346,018	千円	
				支	出	
一 介 合	般 護	勘 勘	定	62,615,092	千円	
			定	7,730,926	千円	
			計	70,346,018	千円	

令和6年度 予算概要表（一般勘定）

【1.基礎数値】

令和5年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

(1) 平均被保険者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
106,539人	110,052人	108,163人	102,000人
	+3,513人	△1,889人	△6,163人

(2) 平均標準報酬月額

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
374,450円	381,336円	390,889円	388,000円
	+6,886円	+9,553円	△2,889円

(3) 平均標準賞与額

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
1,165,187円	1,292,151円	1,336,740円	1,317,800円
	+126,964円	+44,589円	△18,940円

【2. 収入内訳】 設定保険料率：95‰

項 目	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減	前 年 比
(1) 保険料収入(調整保険料を含む) (料 率) (被保険者一人当たり額)	57,344,015 千円 95 ‰ 562,196 円	59,040,830 千円 95 ‰ 543,154 円	△ 1,696,815 千円 0 ‰ 19,042 円	97.1 ‰ 103.5 ‰
(2) 繰 越 金	3,335,720 千円	1,845,796 千円	1,489,924 千円	
(3) 繰 入 金	1,177,101 千円	56,390 千円	1,120,711 千円	2,087.4 ‰
(準備金限度外部分繰入)	1,104,820 千円	千円	千円	
(準備金限度内部分繰入)	千円	千円	千円	
(退職積立金繰入)	72,281 千円	56,390 千円	15,891 千円	128.2 ‰
(別途積立金繰入)	千円	千円	千円	
(4) そ の 他 の 収 入	758,256 千円	472,525 千円	285,731 千円	160.5 ‰
(5) 収 入 合 計	62,615,092 千円	61,415,541 千円	1,199,551 千円	102.0 ‰
(6) 経 常 収 入 合 計	57,065,851 千円	58,371,242 千円	△ 1,305,391 千円	97.8 ‰

【経常収入】

経常収入 57,065,851千円 = 収入合計62,615,092千円 - { 調整保険料788,359千円 + 繰越金3,335,720千円
+ 準備金繰入1,104,820千円 + 国庫補助金収入(特定健康診査・保健指導補助金除く)5千円
+ 財政調整事業交付金310,000千円 + 不用財産等売払代2千円 + 補助金等追加収入10,335千円 }

【3. 支出内訳】

項 目	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減	前 年 比
(1) 事 務 費 (被保険者一人当たり額)	792,606 千円 7,771 円	756,618 千円 6,961 円	35,988 千円 810 円	104.8 % 111.6 %
(2) 保 険 給 付 費 (被保険者一人当たり額)	29,981,780 千円 293,939 円	30,229,590 千円 278,101 円	△ 247,810 千円 15,838 円	99.2 % 105.7 %
(3) 納 付 金 等	26,516,864 千円	25,107,438 千円	1,409,426 千円	105.6 %
前期高齢者納付金	12,554,166 千円	10,121,285 千円	2,432,881 千円	124.0 %
後期高齢者支援金	13,962,617 千円	14,985,950 千円	△ 1,023,333 千円	93.2 %
病床転換支援金	6 千円	19 千円	△ 13 千円	31.6 %
日 雇 抛 出 金	1 千円	1 千円	0 千円	100.0 %
退職者給付抛出金	73 千円	183 千円	△ 110 千円	39.9 %
流行初期医療確保抛出金 (被保険者一人当たり額)	1 千円 259,969 円	0 千円 230,979 円	1 千円 28,990 円	- % 112.6 %
(4) 保 健 事 業 費 (被保険者一人当たり額)	3,415,813 千円 33,488 円	3,399,586 千円 31,275 円	16,227 千円 2,213 円	100.5 % 107.1 %
(5) 営 繕 費	68,972 千円	58,995 千円	9,977 千円	116.9 %
(6) そ の 他 の 支 出	839,057 千円	863,314 千円	△ 24,257 千円	97.2 %
(7) 予 備 費	1,000,000 千円	1,000,000 千円	0 千円	100.0 %
(8) 支 出 合 計	62,615,092 千円	61,415,541 千円	1,199,551 千円	102.0 %
(9) 経 常 支 出 合 計	60,757,687 千円	59,544,889 千円	1,212,798 千円	102.0 %

(10) 経 常 収 支 差 引 額	△ 3,691,836 千円	△ 1,173,647 千円	△ 2,518,189 千円	
--------------------	----------------	----------------	----------------	--

【経常支出】

経常支出 60,757,687千円 = 支出合計62,615,092千円 - { 還付金(調整保険料分)73千円 + 営繕費68,972千円
+ 財政調整事業抛出金788,359千円 + 雑支出(補助金等返還金支出)1千円 + 予備費1,000,000千円 }

令和6年度 予算概要表（介護勘定）

【1.基礎数値】

一般勘定と同様、令和5年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

（1）平均被保険者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）
59,474人	62,675人	63,474人	61,600人
	+3,201人	+799人	△1,874人

（2）平均標準報酬月額

令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）
429,330円	435,502円	442,657円	432,900円
	+6,172円	+7,155円	△9,757円

（3）平均標準賞与額

令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）
1,367,861円	1,528,101円	1,578,524円	1,534,200円
	+160,240円	+50,423円	△44,324円

【2. 収入内訳】 設定保険料率：18.0‰

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減	前年比
(1) 介護保険収入 (料率) (被保険者一人当たり額)	7,461,115 千円 18.0 ‰ 121,122 円	7,474,636 千円 18.5 ‰ 121,341 円	△ 13,521 千円 △ 0.5 ‰ △ 219 円	99.8 % 99.8 %
(2) 繰越金	269,760 千円	537,926 千円	△ 268,166 千円	50.1 %
(3) 繰入金	千円	千円	千円	
(4) その他の収入	51 千円	42 千円	9 千円	121.4 %
(5) 収入合計	7,730,926 千円	8,012,604 千円	△ 281,678 千円	96.5 %

【3. 支出内訳】

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減	前年比
(1) 介護納付金 (被保険者一人当たり額)	7,530,234 千円 122,244 円	7,811,584 千円 126,811 円	△ 281,350 千円 △ 4,567 円	96.4 % 96.4 %
(2) 介護保険料還付金	692 千円	1,020 千円	△ 328 千円	67.8 %
(3) 予備費	200,000 千円	200,000 千円	0 千円	100.0 %
(4) 支出合計	7,730,926 千円	8,012,604 千円	△ 281,678 千円	96.5 %

理事会・組合会

令和6年5月20日（月）	15時	理事会	場所：健保会館
令和6年7月8日（月）	15時	理事会・組合会	場所：東天紅上野店
令和6年11月11日（月）	15時	理事会	場所：健保会館
令和7年2月3日（月）	15時	理事会	場所：健保会館
令和7年2月10日（月）	15時	組合会	場所：健保会館

各種委員会

令和6年4月	代表健康管理委員会
令和6年10月	保健事業推進委員会
令和6年12月（令和7年1月）	保険料率等検討委員会

健康管理委員講演会

令和6年9月17日（火）	15時	場所：東京ガーデンパレス
--------------	-----	--------------